

令和7年度東広島市中小企業融資制度の概要

市内中小企業者の経営基盤の確立を図るため、事業経営上必要な資金を供給し、企業経営の安定と向上に資することを目的として、次のとおり中小企業融資制度を設けておりますので、ぜひご利用ください。（融資の決定には、金融機関及び原則として広島県信用保証協会の審査が伴います。）

◇令和7年度東広島市中小企業融資制度一覧

融資制度名		対 象	融資の条件							
			使 途	限度額 (1 対象者につき)		貸付期間 (据置期間を含む)	据置期間	年利 (%)	融資の手続き	
一般融資		長期	① 市内に主たる事業所を有する中小企業者(注1)で、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる者 ② 市税を完納していること(注2)	運転・設備	2,000 万円以内	併用する場合は、合計額が2,000 万円以内	10 年以内	6 か月	1.7%	金融機関所定の申込書により、金融機関へ申し込んでください。
		短期					1 年以内		1.5%	
特別融資	新事業促進支援資金	長期	① 一般融資の条件を満たすこと ② 次のいずれかに該当し、事業拡大に伴い資金が必要な者 (1) 株式会社広島テクノプラザ、広島起業化センタークリエイトコア、東広島試作開発型事業促進施設若しくは東広島市新産業創造センターに現に入居している者又は過去5年以内に入居していた者 (2) 市補助(ものづくり新事業展開支援事業)を過去5年以内に受けた者 (3) 市ものづくり優良企業表彰を過去5年以内に受けた者	運転・設備	各資金500 万円以内		10 年以内	6 か月	1.4%	市及び金融機関所定の申込書により、金融機関へ申し込んでください。
		短期					1 年以内		1.2%	
	創業支援資金		① 市内に主たる事業所を設け、次のいずれかに該当する者 (1) 新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人 (2) 中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合であって、当該会社が事業を開始する具体的計画を有すること (3) 事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者 (4) 事業を営んでいない個人が、個人事業主として創業した後に同一事業を承継させた会社を設立する場合であって、当該会社が個人で創業した日以降5年を経過していないこと ② 市税を完納していること(注3)	運転・設備	各資金500 万円以内		10 年以内	12 か月(注5)	1.2%	
	経営環境変化対応資金						① 一般融資の条件を満たすこと ② 最近3か月の売上高が前年同期の売上高に比べて10%以上減少している者又は中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当し、かつ、同号に該当することについて市長の認定を受けた者		運転	

原則として信用保証付 (注4) ※市が保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定しています。

(注1) 中小企業信用保険法で定める中小企業

	製造業その他	小売業	サービス業	卸売業
資本金	3 億円以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下	1 億円以下
従業員	300 人以下	50 人以下	100 人以下	100 人以下

- (注2) 東広島市における「滞納のない証明書」(市役所収納課、各支所地域振興課、各出張所で発行)を、申込時に金融機関に提出してください。
(東広島市において賦課がない場合、上記証明書は発行されないの、直近の確定申告書の写しを提出してください。)
- (注3) 創業支援資金を利用する法人(予定を含む。)で、創業前又は創業後の決算前等で「滞納のない証明書」を提出できない場合、創業者の「滞納のない証明書」を提出してください。
- (注4) 「新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合であって、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者」が受ける創業支援資金には信用保証を付けられません。
- (注5) スタートアップ創出促進保証については、申込金融機関において広島県信用保証協会の保証付融資と金融機関からの直接融資とを同時に借り入れる場合又はスタートアップ創出促進保証を申し込んだ時点において既に借り入れているブローパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とします。

お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

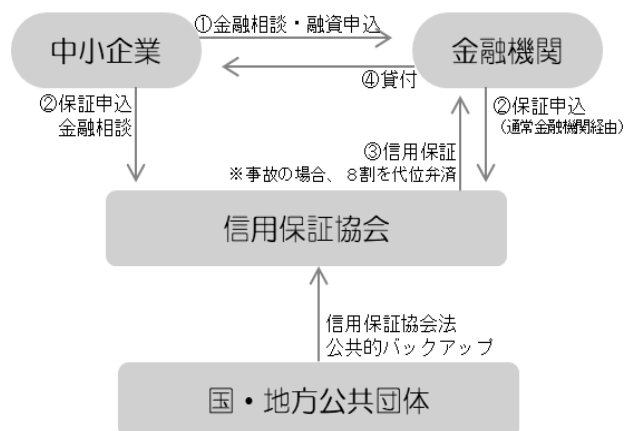
取扱金融機関

広島銀行 各支店
もみじ銀行 各支店
山口銀行 各支店
広島信用金庫 各支店
呉信用金庫 各支店
しまなみ信用金庫 各支店
広島市信用組合 各支店
ひろしま農業協同組合 本店
広島県信用組合 各支店

金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることもできます。

融資までの一般的な流れ

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。



信用保証協会とは

中小企業者が、金融機関から事実上の資金を借り入れる場合、中小企業者の保証人となってその借入を容易にし、事業の健全な発展を支援する公益機関です。

信用保証料率

この制度では、利用者の負担軽減を図るため、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定し、東広島市が信用保証料の一部を負担しています。

※信用保証料率を定める区分は、事業者によって異なります。

制度名	区分	低減後東広島市 適用保証料率	信用保証協会 所定保証料率
一般融資 特別融資	第一区分	1.52%	1.90%
	第二区分	1.40%	1.75%
	第三区分	1.24%	1.55%
	第四区分	1.08%	1.35%
	第五区分	0.92%	1.15%
	第六区分	0.80%	1.00%
	第七区分	0.64%	0.80%
	第八区分	0.48%	0.60%
	第九区分	0.45%	0.45%

お問い合わせ先

【融資制度について】

東広島市産業部産業振興課

TEL 082-420-0921

(〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29)

【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

・本所 TEL 082-228-5501

(〒730-8691 広島市中区上幟町 3-27)

・呉支所 TEL 0823-21-9281

(〒737-0045 呉市本通 4-7-1 呉商工会議所ビル 4F)

令和7年度 中小企業融資制度のご案内



東広島市

東広島市中小企業融資制度とは

東広島市が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、市内の中小企業のみならずに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。